

先日、ご主人を亡くされたAさんの遺族年金の手続きをしました。その際、「私が亡くなったら、年金の手続きが必要ですか？ 子供とは離れて暮らしているの、きちんと伝えておこうと思って」との話がありました。

年金を受給している人が亡くなった場合、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要になります※。また、まだ受け取っていない年金については、その人と「生計を同じくしていた遺族」が請求すれば、「未支給年金」として受け取ることができます。

### ●未支給年金とは

公的年金は、原則として偶数月に前月と前々月の2カ月分がまとめて支給されます。6月に支給される年金を例に取りますと、4、5月の2か月分の合計額になります。公的年金の支給期間は、受給権が発生した月の翌月分から消滅した月分までとなっています。

たとえば、誕生日が6月10日の人の老齢年金は、翌7月分から亡くなった月分まで支給されることとなります。そして、亡くなった月については、月の途中で亡くなったとしても、1か月分が全額支給されます（日割り計算ではありません）。

偶数月に亡くなった場合には、その月分の年金が未支給年金となり、奇数月に亡くなった場合には、前月分とその月分の2カ月分が未支給年金となります。

したがって、亡くなった当月分は、本人が受け取ることができませんので、これを未支給年金として遺族が請求することになります。

### ●未支給年金が請求できる遺族

未支給年金の請求ができる遺族は、

亡くなった時点で「その人と生計を同じくしていた」①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他①～⑥以外の三親等内の親族と決まっています。三親等の親族とは、曾孫、曾祖父母、甥・姪などです。

なお、未支給年金を受ける順位は、①～⑦の順で、先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。また、同順位者が2名以上いる場合には、そのうちの1名が代表者として請求します。請求者の年齢や収入は問われません。

### ●「生計同一」は結構幅広い

「生計を同じくしていた」ことは、亡くなった人と未支給年金の請求者の住民票等で確認します。

なお、未支給年金の請求書に請求者のマイナンバー（個人番号）を記入すれば、世帯全員の住民票（亡くなった人は住民票の除票）の添付を省略することができます。

請求者が配偶者または子の場合の、居住状況のケース別に、生計同一の確認方法をご説明しましょう。

#### ① 住所が同一のケース

世帯全員の住民票で死亡者と請求者が一緒に記載（死亡日の前日で確認）されていれば、生計を同じくしていたと確認することができます。

#### ② 住所が同一で世帯が別世帯のケース

「生計同一関係に関する申立書」に、別世帯となっている理由（婚姻により世帯分離していたなど）を記入し、それぞれの世帯全員の住民票を添えて（マイナンバーで省略可）提出します。

#### ③ 住所が別で世帯も別のケース

「生計同一関係に関する申立書」に別世帯となっている理由や経済的援助の状況等も併せて記入し、それぞ

れの世帯全員の住民票を添えて（マイナンバーで省略可）提出します。

申立書を書く際に記入が難しいのが、「経済的援助の状況」と「定期的な音信・訪問の状況」の部分だと思います。

「経済的援助の状況」については、たとえば月1回の訪問時に生活費を渡していた、介護施設や病院の費用を支払っていた、病院の送迎費用を負担していた、などを記入すれば事足りません。

また「定期的な音信・訪問」の状況については、たとえば、週2～3回の電話やメールでの安否確認、毎月1回日用品を届けるために訪問していた、などと書けばよいでしょう。

さらに、③のケースでは、生計同一関係に関する申立書の「第三者による証明欄」部分を、第三者に証明（住所、氏名などを記入）してもらう必要があります。

ここでいう第三者とは、民法上の三親等内の親族でない人のことです。たとえば、亡くなった人が入所していた介護施設の長、町内会長、民生委員、友人などになります。

生計同一関係に関する申立書は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。

### ●まだ請求していない年金は？

亡くなった人に老齢年金などの受給権が発生していたにもかかわらず、年金を請求していなかった場合には、未支給年金の請求と併せて、亡くなった人の年金請求の手続きも必要となります。

ただし、請求できるのは、過去5年分だけであって、5年を経過した分については、時効により受け取ることができません。

最後に、未支給年金は、相続財産にはならないので相続税はかかりませんが、受け取った人の一時所得となり、金額によっては、確定申告が必要となることもあります。

※日本年金機構にマイナンバーが収録されている場合、原則として省略可